

市債権の放棄について（関係分）

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行った債権は下記一覧のとおりです。

[令和4年4月～令和5年3月実施分]

	会計区分 〔一般・ 特別・ 企業〕	債権の名称	法的 区分	左の 件数 (件)	金 額 (円)	放棄事由 〔条例第16 条該当号〕	所管課 〔連絡先〕
1	特別	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	1	574,915	1号	家庭支援課
2	特別	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	1	213,150	2号	家庭支援課
小計				2	788,065		
3	特別	母子家庭小口援護資金貸付金	私債権	2	60,000	1号	家庭支援課
小計				2	60,000		
4	一般	放課後児童クラブ利用料	私債権	1	22,500	2号	こども青少年課
小計				1	22,500		
合 計				5	870,565		

〔参考〕

○ 各債権の概要

・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子家庭の児童の就学の促進や、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立を支援するため修学、就学支度、転宅等12種類の貸付を行う。

・ 母子家庭小口援護資金貸付金（平成15年度末に廃止）

母子家庭に対し、日常生活を維持するための緊急の出費に必要な資金の貸付を行う。

・ 放課後児童クラブ利用料（平成20年度より開始）

放課後児童クラブ（学童保育）の利用にあたり、保護者から月ごとに徴収。

○ 神戸市債権の管理に関する条例（抜粋）

（放棄）

第16条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該その他の債権（時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。）につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。